

情報通信研究機構との契約等にあたっての注意事項

1 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「当機構」という。）との取引にあたり贈賄、談合及び当機構職員との癒着などの誤解が生じることのないようご協力をお願いします。

2 当機構との取引にあたり、調達の仕様を十分ご確認の上、納品等をお願いします。

【解説】 一般的な話として、納品の際は、納品書の記載内容と納品物を間違えないようにしていただきたいとの趣旨です。

3 見積書、納品書及び請求書には、必ず発行日を発行者側で記入してください。発行日を空白にすることは絶対に行わないでください。

【解説】 当機構では、見積書等の提出を受けた際に発行日の記載を確認し、記載のないものについては、発行者に記載していただくよう職員に対して指導しております。

当機構職員から見積書等について日付を入れないで送付してほしい等の依頼がありましたら、「誓約しているのです、できません。」とお伝え願いますようお願いいたします。

4 当機構においては、1件の調達として取引できるものを意図的に分割して発注することを認めておりませんのでご留意願います。

【解説】 見積書を提出後、研究現場等から「見積書を2本に分けてほしい」等の持ちかけがあった場合等は、「誓約に違反するのでできない。」等のお声掛けをいただけますと幸いです。

5 次の行為は不正経理とみなしますのでご注意願います。なお、以下の例にかかわらず、その他不正な行為は行わないようお願いいたします。

(1) 預け金（当機構職員からの預け金の依頼の承諾）

(2) 取引事実と異なる書類の提出

【解説】 過去に他法人等において、上記のような行為があったことにより、記載するものです。

当機構職員からこのような話を持ちかけられましたら、「研究不正通報窓口」に通報をお願いいたします。

6 取引上の不正が発覚した場合は、取引停止等の処分が行われます。この場合、当機構のみならず、政府機関をはじめとして各種公的機関等に通知がされる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、研究資金の適正執行を図るため、「公的研究費の適正な運営・管理の確保に関する取組について」をホームページ上で公開しております。

URL : <http://www.nict.go.jp/disclosure/research-expense/index.html>

7 当機構では、内部監査をはじめ、会計監査法人による監査、研究資金提供者による検査及び会計検査院による検査等様々な監査・検査が行われます。各種監査・検査時には、関係する取引証憑書類の提出等を依頼することもありますので、ご協力をお願いいたします。

- 8 当機構の職員等から、請求書の改ざんや契約内容と異なる物品の納付の要請など、不正な働きかけがあった場合には、速やかに以下の通報窓口へご連絡ください。なお、通報したことにより不利益な取り扱いをされることはありません。

【研究不正通報窓口】※誓約書の窓口とは異なります。

国立研究開発法人情報通信研究機構 総務部総務室

研究倫理統括者 あて

当機構ホームページ/NICTについて/公開情報/コンプライアンス・リスク管理/

公益通報に関する相談・受付窓口について

をご確認ください。

以上